

## 令和3年度 地域包括支援センター運営業務 総合評価

### 全地域包括支援センター共通評価

#### 1 コロナ禍での取組及び運営体制について

コロナ禍において、体力的な問題や精神的な問題がある中、オンラインツールを活用したり、感染予防対策を講じて活動するなど情勢に合わせた工夫をされているセンターが多く、病院や施設の入院、入居者の面会制限による不安や本人が濃厚接触者にあたる場合の介護施設の受入問題に対する課題など、包括が専門職として家族と病院、施設、双方の困難を聞き取りながら、そのつながりを維持できるように関わりを持っていることはとても良いと思います。

今後はさらにアンケートなどを活用しながら現状での課題等の整理を行い、市民委員会や民児協、地域住民などと意見交換をしながら、地域での福祉を強化し、課題解決に向けた新しい取組を進めていただきたいと思います。

また、ICTに関する周知や勉強会をしていくなど、高齢者にもICT利用を推進していき、地域活動への参加や情報交換のツールとしても活用し、一方で、電話や郵便受けの利用なども孤独感を軽減する上で大切なツールでありますので、合わせて活用していただきたいと思います。

コロナ禍により、研修参加などに影響が出ているように見受けられますが、担当圏域の現状やニーズについて、全体会議等により職員間での積極的な意見交換を行い、職員の資質の向上とセンター4職種の相互の連携体制づくりを更に進めていただき、今後も、地域包括支援センターが、エッセンシャルワーカーとして地域住民に認知されるよう、包括だけでなく、行政や関係団体とともに取組を考え、状況に応じた対応を期待します。

#### 2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について

地域の担い手不足が慢性的に継続しており、地域福祉活動への主体的参加の促進と人材の育成が急務であるため、生活支援コーディネーター等と連携し、新たな活動者の発掘が必要です。

併せて地域のつながりの強化、相談支援機能強化のための既存ネットワークの連携体制の再検討と新たな社会資源や関係機関との関係構築が必要ですが、ネットワーク構築の担い手・後継者として子どもから大人まで幅広い世代を包含した取組を進めていただきたいと思います。

また、地域ケア推進会議を通して、地縁組織や高校などとのつながりづくりや地域内の資源開発に取り組んでおられますが、取組には時間を要するため、プロセスも積極的に地域の方にお知らせしていただきたいと思います。

3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について

多職種と連携したり、各包括で点検するなどにより、ケアプランの質の向上に取り組んでいただいておりますが、今後も自立支援型ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業も積極的に活用するとともに、社会資源の掘り起こしなども行いながら、自立支援に向けたケアマネジメント支援業務に取り組んでいただきたいと思います。

また、高齢者の権利擁護については、地域包括ケア体制の根幹をなす重要な課題であり、成年後見制度は、権利擁護の柱の1つであると思います。

このため、旭川成年後見支援センターと連携しながら、今後も積極的に制度利用を進めていただきたいと思います。

認知症総合支援の取組については、認知症の方をケアするときには、認知症に対する正しい理解が必要ですので、各包括が取り組んでいる普及・啓発活動は、とても重要なことと思います。

今後は、広報活動の結果、どのような理解を得られているかなどを各包括間などで情報交換しながら検証し、進めていただけたらと思います。